

随意契約及び比較見積りを省略する理由書

案件名 : 一級河川 平野川分水路 排水機場主ポンプ駆動用主機関改修工事

本工事は、平野川分水路排水機場のNo.3 主ポンプ駆動用主機関（エンジン）の改修を行うものである。

1. 随意契約理由

平野川分水路排水機場は、寝屋川流域の浸水被害を防ぎ、府民の安心・安全を確保するための防災施設である。今回改修する当該設備は、主ポンプを運転するための重要な設備であり、常にその状態を良好に維持する必要がある。

本工事の対象及び主な内容は、高い信頼性と安定した機能確保のために、排水施設の主要機器である主ポンプを駆動させる主機関の腐食、摩耗状態の確認、分解清掃・測定、劣化部品の取替、劣化調査の探傷試験などを行うものである。

当該機器は、製作会社固有の技術により、当機場用に設計・製作されたものであり、いわゆる汎用機器ではないため、本工事の実施に際しては、その機能、構造に精通し、当該機器の詳細な設計資料、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力を保有していることが求められ、かつ交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要とされる。

以上のことから、本工事の施工は、設計・製作を行ったダイハツディーゼル株式会社以外には不可能であることから、同社より見積りを徴取することとし、その価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結したい。

2. 比較見積省略理由

本府財務規則第 62 条の規定に基づき複数の者から見積もりを徴取すべきであるが、同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積りの徴取を省略する。